

令和7年度新小学1年生の保護者の皆様

# 就学援助 新入学児童学用品費の入学前支給のご案内

釧路市教育委員会

釧路市では、令和7年4月に釧路市内の小学校に入学されるお子様がいらっしゃるご家庭で、経済的に困りの保護者の方に、就学援助制度の支給費目のうち入学準備に必要な新入学児童学用品費の支給を入学前の3月に行います。入学前支給を希望される場合は、別紙の『令和7年度就学援助費（新入学児童学用品費）受給申請書（兼世帯票）』を令和7年1月24日（金）までに釧路市教育委員会へ提出してください。

## 就学援助とは

経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学生の保護者に対して、学用品費等、給食費、修学旅行費等を援助する制度です。

## 支給対象となる世帯

- 以下の要件をすべて満たしている世帯
- (1) 令和7年1月1日時点で釧路市内に住民票を有している世帯
  - (2) 令和7年4月に釧路市内の小学校に入学予定の子どもがいる世帯
  - ※特別支援学校に入学予定の場合は支給対象外となります。
  - (3) 生活保護を受けていない世帯
  - (4) 令和5年中の世帯収入が認定基準額以下である世帯

## 認定基準額の目安

以下の認定基準額を参考としてください。

なお、世帯構成（家族の人数・年齢等）により、認定基準額は変動します。

また、勤労収入（給与収入や営業収入）がある場合は、勤労控除として一人目はおよそ36万円、二人目以降はおよそ30万円（収入が勤労控除額に満たない場合はその金額）を認定基準額に加算します。

| 世帯人数 | 家族構成<br>※（）は年齢                     | 認定基準額の目安（給与収入・営業収入の場合） |                      |                          |
|------|------------------------------------|------------------------|----------------------|--------------------------|
|      |                                    | 世帯年収額                  | 世帯に勤労者1名             | 世帯に勤労者2名                 |
| 3人家族 | 母(32)・子(6)・子(4)                    | 296万円以下                | 296万+36万<br>=332万円以下 |                          |
| 3人家族 | 父(34)・母(32)・子(6)                   | 314万円以下                | 314万+36万<br>=350万円以下 | 314万+36万+30万<br>=380万円以下 |
| 4人家族 | 父(35)・母(30)・子(9)・子(4)              | 341万円以下                | 341万+36万<br>=377万円以下 | 341万+36万+30万<br>=407万円以下 |
| 5人家族 | 父(34)・母(29)・子(6)・子(4)・子(2)         | 364万円以下                | 364万+36万<br>=400万円以下 | 364万+36万+30万<br>=430万円以下 |
| 6人家族 | 父(38)・母(35)・子(12)・子(8)・子(5)・祖母(67) | 453万円以下                | 453万+36万<br>=489万円以下 | 453万+36万+30万<br>=519万円以下 |

## 支給額・支給日・支給方法

- ・支給額：57,060円（定額）
- ・支給日：令和7年3月5日（水）
- ・支給方法：保護者の銀行口座に振込

## 申請における注意点

### ○新入学児童学用品費を返還していただく場合があります

入学前の支給を受けた後に転出等で釧路市内の小学校に入学しなかったことが判明した場合は、支給した新入学児童学用品費を返還していただきます。

釧路市外に転出予定や転出の可能性のある世帯は、入学前支給の申請は行わないでください。

入学前支給の申請をされなかった場合でも、令和7年4月に釧路市内の小学校へ入学し、かつ令和7年度の就学援助の認定を4月から受けた世帯には、7月以降に同額を支給します。

### ○令和6年度の就学援助が認定の兄弟がいる世帯も申請が必要です

釧路市内の小中学校に兄弟がいて令和6年度の就学援助が認定になっている世帯についても、入学前に支給を希望する場合は必ず申請が必要です。

### ○令和7年度の就学援助には別途申請が必要です

新入学児童学用品費の入学前支給を受けた場合でも、令和7年4月以降に新入学児童学用品費を除く「令和7年度就学援助費」の支給を受けるには、別途申請していただく必要があります。この申請については、入学する学校から案内があります。

## 申請方法

『令和7年度就学援助費（新入学児童学用品費）受給申請書（兼世帯票）』に必要事項を記入し、下記窓口にご持参の上、提出してください。

郵送による申請受付、入学予定の小学校での申請受付は行っておりません。

申請書受付期間 **令和7年1月6日（月）～1月24日（金）**

申請受付窓口・お問い合わせ先

釧路市教育委員会

- ・釧路市錦町2-4 フィッシャーマンズワーフMOO4階

教育支援課学校教育係

TEL：0154-23-5186

- ・釧路市阿寒町中央2-4-1

総務課阿寒教育係

TEL：0154-64-6194

- ・釧路市音別町朝日2-81

総務課音別教育係

TEL：01547-6-2034

《 阿寒湖温泉地区にお住まいの方のみ下記窓口でも申請を受け付けます。 》

- ・釧路市阿寒町阿寒湖温泉2-6-20

阿寒町行政センター阿寒湖温泉支所

※お問い合わせは教育支援課学校教育係（TEL：0154-23-5186）までご連絡ください。

※受付期間内に提出されない場合は、原則として申請を受け付けられません。もし、期間内に提出できない特別な理由があるときは、事前にお問い合わせください。